



ともしび TOMOSHIBI 114号



みかんを収穫しておやつを作ろう!

みかんの収穫体験と、採ったみかんを使ったおやつ作りをしました。自分の手で収穫したばかりのみかんは美味しいね!みんなで協力して作ったできたてのみかんマフィンも格別だ♪これからも楽しいイベント企画します!

・若い力と子どもの目線 むすんでのびる彩の国・

●青少年相談員とは?

埼玉県知事からの委嘱を受け、子どもたちの健やかな成長をサポートするために活動する青年ボランティアです。「青少年相談員」には資格は不要です。子どもたちと関わりを持ち、触れ合うことで、子どもたちの良き相談相手、話し相手となって、健やかな成長を助けるための活動を行っています。

皆様こんにちは。埼玉県青少年相談員協議会会長を仰せつかつて照井と申します。
青少年相談員は、子供たちに夢と希望を与える「頼れるお兄さん・お姉さん」として、各地域で活躍する青年ボランティアです。18~39歳までの若者が埼玉県知事からの委嘱を受け、地域の子供たちのよき友、よき理解者となつて、子供たちの健やかな成長をサポートするため様々な活動を行っています。具体的には、市町村や子供会等からの依頼を受けてイベントの企画・運営を行ったり、キャンプやスキーなどの体験活動を主催したりと、市町村ごとに様々な活動があります。その他にも、県や地区では研修会を企画し、活動の際の心構えやレクリエーションを学び、技術やモチベーションの向上に努めています。

また、青少年相談員として活躍する中で、「同年代の地元の仲間が増えた」「学校や会社では得られない、様々な経験ができた」「自分の趣味や特技で人に喜んでもらえた」など、たくさんの嬉しい声もいただきます。現在579名の青少年相談員がおりますが、更に仲間を増やし、これからも子供たちの明るい未来のために一生懸命頑張っていきます。

「子供が好き」「地域の為に何か活動がしたい」「ボランティアに興味がある」など、理由は何でも結構です。青少年相談員の活動に興味をお持ちの方、是非一度参加してみてください。きっと新しい仲間とやりがいを見つけられるはずです。

アフターコロナの生活スタイルに合った事業を提案していくたいと思います。

*活動拠点によっては15歳以上(義務教育終了後)の方も応募可能です。

会長あいさつ



埼玉県青少年相談員協議会
会長 照井 健祐

青少年相談員募集中!!

[応募年齢・資格]

- ・年齢が満18歳以上39歳以下の
方を応募可能
- ・居住市町村又は通勤・通学している埼玉県内の市町村で積極的に参加できる方

問い合わせ先 埼玉県県民生活部青少年課
ホームページ・Facebook・Instagramは

埼玉県青少年相談員 で 検索!!



編集後記

「灯」114号は、いかがだったでしょうか。昭和40年8月の制度発足以来、今でも多くの方々が青少年相談員として活躍され、その理念と活動は今も連綿と受け継がれています。本紙を手に取った方々に青少年相談員の「地域のお兄さん、お姉さん」としての活動への興味を持っていただければ幸いです。

埼玉県青少年相談員協議会広報紙「灯」114号

発行日:令和6年3月31日 / 編集・発行:埼玉県青少年相談員協議会広報委員会
連絡先:埼玉県県民生活部青少年課 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL:048-830-2904(直通)

